

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)や、ショートステイを利用する方の食費・部屋代の負担軽減制度として、申請をいただき、一定の要件を満たす方に「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

要件

- ① 世帯全員が非課税者であること。
 - ② 同一世帯でない配偶者（内縁関係の場合を含む）が非課税者であること。
 - ③ 本人及び配偶者の預貯金等の要件については、利用者負担段階により預貯金の金額が異なります。
- 次の表（「○認定要件」）でご確認ください。

○認定要件（令和3年8月から）

負担段階	所得要件		預貯金額
第1段階	生活保護受給者／ 町民税非課税である老齢福祉年金受給者		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額 80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額 80万円越 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額 120万円越	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

○提出書類

1. 申請書

- 配偶者がいる場合は、すべての欄を必ず記入してください。
- 配偶者は世帯分離・内縁関係も含みます。**
- 裏面「同意書」も記入してください。

2. 預貯金額等がわかるものの写し(通帳のコピー等) ※生活保護受給者は添付不要

- 複数口座がある場合はすべての口座分の写しが必要となります。**
- 写しは書類保存上、**A4サイズ**でお願いします。(両面印刷可)
- 提出物については以下のとおり

【資産項目】	【審査】	【提出物】
預貯金(普通・定期)	対象	通帳の写し・預金証書の写し (口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2ヶ月程度の明細) 年金の入金が印字されている
有価証券	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	対象	自己申告
負債 (借入金・住宅ローン等)	対象	借用証書 ※預貯金額から差し引きます

※通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可能です。

※申請書類に不備がございませんよう、ご確認の上申請をお願いします※

預貯金通帳の写しの提出について

本人及び配偶者（別世帯含む）がお持ちの通帳の写しを提出してください。複数の口座をお持ちの場合は、全ての通帳の写しを提出していただきます。なお、提出の前には必ず記帳をしてください。

書類保管上【A4サイズ】でコピーをとり、ご提出ください。

総合口座

おなまえ

ハナワ ハナコ

店番号	111	普通預金口座	1111111
		定期預金口座	2222222

△△銀行

△△支店

- ①
- ・金融機関名
 - ・支店名
 - ・口座名義人
 - ・口座番号

が分かるページの写しを提出してください。

普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引残高
3-4-30	繰越			1,000,000
3-4-30		9,000	電気	991,000
3-6-18		年金	130,000	1,121,000
3-6-22		70,000	通帳	1,051,000
3-6-25		100,000	振込	951,000
3-7-1		10,000	カード	941,000

- ② 普通預金

申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページ

※提出前に必ず記帳をしてください。

※年金が振り込まれる口座については直近の年金振り込みが確認できるページ

定期預金

番号	預入日	利率	お預かり金額	満期日
1	19-5-22	0.20%	1,000,000	29-5-22
2	20-5-22	0.25%	1,100,000	30-5-22

- ③ 定期預金等のページ

総合口座など定期預金等がある通帳の場合は、写しを添付してください。